

## 「出先機関の原則廃止」を確実に実現する アクション・プランの策定を求める

平成22年12月20日  
全国知事会

「出先機関改革のアクション・プラン」には、民主党が政権公約において国民に約束し、また地域主権戦略大綱において閣議決定した「出先機関の原則廃止」を確実に進めるため、以下の趣旨を反映させることを求める。

### 1 ハローワークは地方移管すべきである

ハローワークの地方移管については、福祉、産業振興、職業訓練、教育など様々な分野との連携で国民に大きなメリットを生み出せること、既に都道府県単位で設置されていることなどから、全国知事会として最優先で求めてきた。現在示されている国と地方の一体的な実施という案では、二重行政を助長することとなる。

全国知事会としては全国一律移管を改めて求めるものである。少なくとも「地方自治体の発意に基づいて選択的・試行的に事務・権限を移譲する方法」を明記することなどにより、地方移管の一步を踏み出すべきである。

また、ILO第88号条約との整合性や都道府県域を越えた職業紹介の適切な実施などに留意するという指摘については、移管しないための理由とはならず削除すべきである。

### 2 直轄道路・河川の移管は年限を切って実現

個別協議は、財源措置等制度枠組みの明示が不可欠

一の都道府県内で完結する直轄道路・河川については、たとえば3年以内とするなど年限を切って早期に移管を実現すべきである。

また、個別協議が進まなかった最大の原因は、財源移譲に関する具体的な制度的枠組みが示されなかったことにある。同じ失敗を繰り返すことがないように、財源措置等の具体的な制度的枠組みを個別協議の前提として明示すべきである。

### 3 ハローワーク、直轄道路・河川以外の移譲についても速やかに

各府省の自己仕分け結果に関わらず、「一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限は当該都道府県に移譲」との基本方向に基づき地域主権戦略会議としての仕分けを実施し、可能なものから速やかに移譲することを明示すべきである。

### 4 広域的实施体制は既存の枠組みも活用すべき

既に広域的受け皿として発足している広域連合などを活用し、既存の枠組みの下でも積極的に移管を進めることを明示すべきである。

### 5 改革のスピードアップ等

#### (1) 出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲にあたって

法整備が必要なものについては遅くとも、平成24年通常国会までに法案を提出し、事務・権限の移譲は平成25年度からとすべきである。

#### (2) 出先機関改革の推進機関による改革の進捗管理

地域主権戦略会議の下に設けられる出先機関改革の推進機関は、関係府省の政務三役及び地方自治体の首長等で構成し、所要の協議の上、出先機関改革の進捗状況を管理することとすべきである。